

京都市告示第26号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会を京都市公金収納受託者とし、京都市市営住宅の家賃の収納事務の一部を次のとおり委託します。

令和2年4月1日

京都市長 門川 大作

受託者の 名 称	所在地	委託する事務の範囲等
社会福祉法 人カトリッ ク京都司教 区カリタス 会	京都市中京区 河原町通三条 上る下丸屋町 423番地	東松ノ木市営住宅の家賃のうち、当該市営住宅の管理事務所及び社会福祉法人カトリック京都司教区カリタス会に持参、郵送等をされるものの収納事務

(都市計画局住宅室住宅管理課)